

令和4年度諮問第1号

**第2期 高知市子ども・子育て支援事業計画
変更案**

**令和5年3月変更
高知市**

高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(変更理由)

子ども・子育て支援事業計画については、平成26年内閣府告示159号の基本指針で「子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、…当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」と規定されていることから、令和4年3月国通知の「中間年の見直しのための考え方」を参考に、次の2事業等の量の見込み等を変更するもの。

(量の見込み変更)

教育・保育 …………… P 2 ～ (冊子 P 96～)

(内容追加)

重点施策 4－1 児童虐待の発生予防… P 10～ (冊子 P 65～)

高知市における量の見込みに対する見直し(案)

(1. 教育・保育)

変更前

1 教育・保育

[市域全域]

(単位:人)

年度	区分	①量の見込み	②供給										②-① 需 給 状 況				
			特定教育・保育施設				特定地域型保育事業				確認を受 けない幼 稚園	認可外		合計			
			高知市 確保分	広域委託	広域受託	広域調整 後合計	高知市 確保分	広域委託	広域受託	広域調整 後合計							
令和5年度	1号認定	1,040	1,281	36	▲31	1,286	0	0	0	0	0	0	0	280	0	1,566	526
	2号認定(幼)	1,393	1,295	65	0	1,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,360	▲33
	2号認定(保)	4,522	5,637	0	0	5,637	19	0	0	0	19	0	0	0	0	5,656	1,134
	3号認定(0歳)	1,061	984	0	0	984	107	0	0	0	107	0	0	0	4	1,095	34
	3号認定(1・2歳)	3,541	3,570	5	0	3,575	212	0	0	0	212	0	0	0	18	3,805	264
令和6年度	1号認定	1,020	1,178	36	▲31	1,183	0	0	0	0	0	0	0	280	0	1,463	443
	2号認定(幼)	1,369	1,399	65	0	1,464	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,464	95
	2号認定(保)	4,430	5,651	0	0	5,651	19	0	0	0	19	0	0	0	0	5,670	1,240
	3号認定(0歳)	1,031	988	0	0	988	103	0	0	0	103	0	0	0	4	1,095	64
	3号認定(1・2歳)	3,452	3,585	5	0	3,590	197	0	0	0	197	0	0	0	18	3,805	353

見直し案

1 教育・保育

[市域全域]

(単位:人)

年度	区分	①量の見込み	②供給										②-① 需 給 状 況					
			特定教育・保育施設				特定地域型保育事業				確認を 受 け な い 幼 稚 園	認可外		合計				
			高知市 確保分	広域委託	広域受託	広域調整 後合計	高知市 確保分	広域委託	広域受託	広域調整 後合計								
令和5年度	1号認定	960	1,099	10	▲25	1,084	0	0	0	0	0	0	0	0	244	0	1,328	368
	2号認定(幼)	1,154	1,288	76	▲44	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,320	166
	2号認定(保)	4,700	5,303	0	▲1	5,302	18	0	0	0	0	18	0	0	0	0	5,320	620
	3号認定(0歳)	485	946	1	▲1	946	98	0	▲1	97	0	97	0	0	0	4	1,047	562
	3号認定(1・2歳)	3,241	3,462	40	▲18	3,484	175	0	▲1	174	0	174	0	0	18	3,676	435	
令和6年度	1号認定	903	1,118	10	▲25	1,103	0	0	0	0	0	0	0	0	244	0	1,347	444
	2号認定(幼)	1,086	1,322	76	▲44	1,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,354	268
	2号認定(保)	4,422	5,303	0	▲1	5,302	18	0	0	18	0	18	0	0	0	0	5,320	898
	3号認定(0歳)	468	955	1	▲1	955	98	0	▲1	97	0	97	0	0	4	1,056	588	
	3号認定(1・2歳)	3,206	3,465	40	▲18	3,487	175	0	▲1	174	0	174	0	0	18	3,679	473	

変 更 前

令和5年度[市域全域, 区域別]

(単位:人)

	区分	①量の見込み	②供給(確保分)				合計	②-①
			特定教育・ 保育施設	特定地域型保 育事業	確認を受けな い幼稚園	認可外 保育施設		需給状況
市域 全域	1号認定	1,040	1,286	0	280	0	1,566	526
	2号認定(幼)	1,393	1,360	0	0	0	1,360	▲ 33
	2号認定(保)	4,522	5,637	19	0	0	5,656	1,134
	3号認定(0歳)	1,061	984	107	0	4	1,095	34
	3号認定(1・2歳)	3,541	3,575	212	0	18	3,805	264
	合計	11,557	12,842	328	280	22	13,482	
東 部	1号認定	461	473	0	0	0	473	12
	2号認定(幼)	614	603	0	0	0	603	▲ 11
	2号認定(保)	1,598	2,161	19	0	0	2,180	582
	3号認定(0歳)	429	342	73	0	4	419	▲ 10
	3号認定(1・2歳)	1,357	1,365	106	0	18	1,489	132
	合計	4,459	4,944	198	0	22	5,164	
西 部	1号認定	491	520	0	280	0	800	309
	2号認定(幼)	608	509	0	0	0	509	▲ 99
	2号認定(保)	2,272	2,620	0	0	0	2,620	348
	3号認定(0歳)	490	472	26	0	0	498	8
	3号認定(1・2歳)	1,721	1,607	72	0	0	1,679	▲ 42
	合計	5,582	5,728	98	280	0	6,106	
南 部	1号認定	81	198	0	0	0	198	117
	2号認定(幼)	157	183	0	0	0	183	26
	2号認定(保)	638	856	0	0	0	856	218
	3号認定(0歳)	136	170	1	0	0	171	35
	3号認定(1・2歳)	457	598	3	0	0	601	144
	合計	1,469	2,005	4	0	0	2,009	
北 部	1号認定	7	90	0	0	0	90	83
	2号認定(幼)	14	0	0	0	0	0	▲ 14
	2号認定(保)	14	0	0	0	0	0	▲ 14
	3号認定(0歳)	6	0	7	0	0	7	1
	3号認定(1・2歳)	6	0	31	0	0	31	25
	合計	47	90	38	0	0	128	
広 域 調 整	1号認定	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	2号認定(幼)	-	▲ 65	0	0	0	▲ 65	-
	2号認定(保)	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定(0歳)	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定(1・2歳)	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	合計		▲ 75	0	0	0	▲ 75	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

V 広域調整(南国市)

※供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値(令和5年度) 49.3%(3号認定(0歳)供給値/0歳の子どもの数)
81.2%(3号認定(1・2歳児)供給値/1・2歳の子どもの数)

見直し案

令和5年度[市域全域, 区域別]

(単位:人)

	区分	①量の見込み	②供給(確保分)				合計	②-①
			特定教育・ 保育施設	特定地域型保 育事業	確認を受けな い幼稚園	認可外 保育施設		需給状況
市域 全域	1号認定	960	1,084	0	244	0	1,328	368
	2号認定(幼)	1,154	1,320	0	0	0	1,320	166
	2号認定(保)	4,700	5,302	18	0	0	5,320	620
	3号認定(0歳)	485	946	97	0	4	1,047	562
	3号認定(1・2歳)	3,241	3,484	174	0	18	3,676	435
	合計	10,540	12,136	289	244	22	12,691	2,151
東部	1号認定	266	392	0	0	0	392	126
	2号認定(幼)	560	588	0	0	0	588	28
	2号認定(保)	1,832	2,037	18	0	0	2,055	223
	3号認定(0歳)	203	341	64	0	4	409	206
	3号認定(1・2歳)	1,333	1,379	80	0	18	1,477	144
	合計	4,194	4,737	162	0	22	4,921	727
西部	1号認定	612	521	0	244	0	765	153
	2号認定(幼)	416	504	0	0	0	504	88
	2号認定(保)	2,263	2,525	0	0	0	2,525	262
	3号認定(0歳)	229	449	21	0	0	470	241
	3号認定(1・2歳)	1,495	1,566	60	0	0	1,626	131
	合計	5,015	5,565	81	244	0	5,890	875
南部	1号認定	69	96	0	0	0	96	27
	2号認定(幼)	178	196	0	0	0	196	18
	2号認定(保)	587	741	0	0	0	741	154
	3号認定(0歳)	53	156	4	0	0	160	107
	3号認定(1・2歳)	392	517	7	0	0	524	132
	合計	1,279	1,706	11	0	0	1,717	438
北部	1号認定	13	90	0	0	0	90	77
	2号認定(幼)	0	0	0	0	0	0	0
	2号認定(保)	18	0	0	0	0	0	▲18
	3号認定(0歳)	0	0	9	0	0	9	9
	3号認定(1・2歳)	21	0	28	0	0	28	7
	合計	52	90	37	0	0	127	75
広域 調整	1号認定	-	15	0	0	0	15	-
	2号認定(幼)	-	▲32	0	0	0	▲32	-
	2号認定(保)	-	1	0	0	0	1	-
	3号認定(0歳)	-	0	1	0	0	1	-
	3号認定(1・2歳)	-	▲22	1	0	0	▲21	-
	合計	-	▲38	2	0	0	▲36	-

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

V 広域調整(南国市)

※供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値(令和5年度) 52.7%(3号認定(0歳)供給値/0歳の子どもの数)

89.7%(3号認定(1・2歳児)供給値/1・2歳の子どもの数)

変更前

令和6年度[市域全域, 区域別]

(単位:人)

	区分	①量の見込み	②供給(確保分)				合計	②-①
			特定教育・ 保育施設	特定地域型保 育事業	確認を受けな い幼稚園	認可外 保育施設		需給状況
市域 全域	1号認定	1,020	1,183	0	280	0	1,463	443
	2号認定(幼)	1,369	1,464	0	0	0	1,464	95
	2号認定(保)	4,430	5,651	19	0	0	5,670	1,240
	3号認定(0歳)	1,031	988	103	0	4	1,095	64
	3号認定(1・2歳)	3,452	3,590	197	0	18	3,805	353
	合計	11,302	12,876	319	280	22	13,497	
東部	1号認定	458	467	0	0	0	467	9
	2号認定(幼)	610	610	0	0	0	610	0
	2号認定(保)	1,588	2,161	19	0	0	2,180	592
	3号認定(0歳)	418	342	73	0	4	419	1
	3号認定(1・2歳)	1,327	1,365	106	0	18	1,489	162
	合計	4,401	4,945	198	0	22	5,165	
西部	1号認定	476	438	0	280	0	718	242
	2号認定(幼)	591	591	0	0	0	591	0
	2号認定(保)	2,206	2,620	0	0	0	2,620	414
	3号認定(0歳)	477	472	26	0	0	498	21
	3号認定(1・2歳)	1,679	1,607	72	0	0	1,679	0
	合計	5,429	5,728	98	280	0	6,106	
南部	1号認定	79	198	0	0	0	198	119
	2号認定(幼)	154	183	0	0	0	183	29
	2号認定(保)	622	856	0	0	0	856	234
	3号認定(0歳)	130	170	1	0	0	171	41
	3号認定(1・2歳)	441	598	3	0	0	601	160
	合計	1,426	2,005	4	0	0	2,009	
北部	1号認定	7	75	0	0	0	75	68
	2号認定(幼)	14	15	0	0	0	15	1
	2号認定(保)	14	14	0	0	0	14	0
	3号認定(0歳)	6	4	3	0	0	7	1
	3号認定(1・2歳)	5	15	16	0	0	31	26
	合計	46	123	19	0	0	142	
広域 調整	1号認定	-	▲5	0	0	0	▲5	-
	2号認定(幼)	-	▲65	0	0	0	▲65	-
	2号認定(保)	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定(0歳)	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定(1・2歳)	-	▲5	0	0	0	▲5	-
	合計		▲75	0	0	0	▲75	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

V 広域調整(南国市)

※供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値(令和6年度) 50.7%(3号認定(0歳)供給値/0歳の子どもの数)

83.3%(3号認定(1・2歳児)供給値/1・2歳の子どもの数)

見直し案

令和6年度[市域全域, 区域別]

(単位:人)

	区分	①量の見込み	②供給(確保分)				合計	②-①
			特定教育・ 保育施設	特定地域型保 育事業	確認を受けな い幼稚園	認可外 保育施設		需給状況
市域 全域	1号認定	903	1,103	0	244	0	1,347	444
	2号認定(幼)	1,086	1,354	0	0	0	1,354	268
	2号認定(保)	4,422	5,302	18	0	0	5,320	898
	3号認定(0歳)	468	955	97	0	4	1,056	588
	3号認定(1・2歳)	3,206	3,487	174	0	18	3,679	473
	合計	10,085	12,201	289	244	22	12,756	2,671
東部	1号認定	250	392	0	0	0	392	142
	2号認定(幼)	527	588	0	0	0	588	61
	2号認定(保)	1,723	2,037	18	0	0	2,055	332
	3号認定(0歳)	196	341	64	0	4	409	213
	3号認定(1・2歳)	1,319	1,379	80	0	18	1,477	158
	合計	4,015	4,737	162	0	22	4,921	906
西部	1号認定	576	540	0	244	0	784	208
	2号認定(幼)	392	538	0	0	0	538	146
	2号認定(保)	2,130	2,525	0	0	0	2,525	395
	3号認定(0歳)	221	458	21	0	0	479	258
	3号認定(1・2歳)	1,479	1,569	60	0	0	1,629	150
	合計	4,798	5,630	81	244	0	5,955	1,157
南部	1号認定	65	96	0	0	0	96	31
	2号認定(幼)	167	196	0	0	0	196	29
	2号認定(保)	553	741	0	0	0	741	188
	3号認定(0歳)	51	156	4	0	0	160	109
	3号認定(1・2歳)	387	517	7	0	0	524	137
	合計	1,223	1,706	11	0	0	1,717	494
北部	1号認定	12	90	0	0	0	90	78
	2号認定(幼)	0	0	0	0	0	0	0
	2号認定(保)	16	0	0	0	0	0	▲16
	3号認定(0歳)	0	0	9	0	0	9	9
	3号認定(1・2歳)	21	0	28	0	0	28	7
	合計	49	90	37	0	0	127	78
広域 調整	1号認定	-	15	0	0	0	15	-
	2号認定(幼)	-	▲32	0	0	0	▲32	-
	2号認定(保)	-	1	0	0	0	1	-
	3号認定(0歳)	-	0	1	0	0	1	-
	3号認定(1・2歳)	-	▲22	1	0	0	▲21	-
	合計	-	▲38	2	0	0	▲36	-

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

V 広域調整(南国市)

※供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値(令和6年度) 54.8%(3号認定(0歳)供給値/0歳の子どもの数)

90.6%(3号認定(1・2歳児)供給値/1・2歳の子どもの数)

②量の見込みの考え方

1 教育・保育

算出方法	本市独自の方法		
	支給認定区分ごとの直近の利用実績値に基づき算出 量の見込み＝推計児童数×直近の利用実績値／就学前児童数		
以令降和の2実績年度	区分	令和2年度	令和3年度
	1号認定	951	918
	2号認定(幼)	1142	1165
	2号認定(保)	5117	5029
	3号認定(0歳)	553	455
	3号認定(1・2歳)	3687	3587

③見直し内容

提供体制の確保内容	令和元年度に作成されたものであることから、今回の量の見込みの見直しに伴い、令和4年度現在の施設の種別・定員、現時点で予定している施設の増改築による各認定区分ごとの利用定員の増減を反映させ見直しを行った。
実施時期	令和5年度～令和6年度
その他	

重点施策「4-1 児童虐待の発生予防」(案)
(ヤングケアラー内容追加)

4-1 児童虐待の発生予防【重点施策④】

現状と課題

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与えていると言われています。

虐待を引き起こす要因としては、親自身の被虐待歴、望まない妊娠・出産、親としての自覚が十分でないことによる知識や行動等の不備、子育てに対する不安・ストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、子ども自身の発達の遅れや疾病、障害等の「子どもの要因」、また、経済的困窮、DVなどによる夫婦関係の不安定さ、相談相手や支援者の不在、地域からの孤立などの「家庭の要因」があると考えられています。

これらの要因があるからといって、必ずしも虐待につながるわけではありませんが、虐待の発生を予防するため、これらの要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り子どもの身体・知的発達や情緒的発達等への影響を防いでいくことが重要です。

厚生労働省が発表した『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』の第3次報告から第15次報告までの推移で見ると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「母子健康手帳の未交付」「若年（10代）妊娠」については、継続的に高い水準で虐待死事例が発生しています。

特に、「若年（10代）妊娠」について見ると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年（10代）の割合は約1.3%前後で推移していますが、一方で、心中以外の虐待死事例における「若年（10代）妊娠」の平均割合は17.8%であり、その割合の高さは顕著です。

本市では、子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳交付時の面接により、若年妊娠やシングル（未婚）、経済的困窮、被虐待歴など養育環境にリスクを持つ妊婦を早期に把握し、関係機関との連絡調整を行い妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援につなげています。

また、出産後は、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等において支援が必要と思われる母子について、医療機関や子ども家庭支援センター等と連携をはかっており、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対しては、指導・助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業^{*48}により、虐待の発生を予防する取組を行っています。

また、専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な確保・育成を図り、令和2年度を目途に、子ども家庭支援センターに、「子ども家庭総合支援拠点^{*49}」の機能を整備して、地域の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な支援を

行います。

行政機関の関与に拒否的な家庭、保健・福祉サービス等を合理的な理由なく利用しない家庭、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭などは、虐待発生のリスクが高いと考えられており、子育て世代包括支援センターや児童相談所をはじめ、子どもに関係する機関と連携して、早期の把握に努め、適切な支援に結び付けていく必要があります。

また、体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行うほか、保護者や地域住民が、児童虐待についての正しい理解と認識を深めることができるよう、講演会や研修会の開催など広報・啓発活動を実施し、地域社会全体で子育て家庭を見守る支援体制の強化が必要です。

また、令和3年の厚生労働省のヤングケアラーの実態に関する調査研究による報告書によると、中学生（5.7%）及び高校生（4.1%）が「世話をしている家族がいる」と答え、その頻度は「ほぼ毎日」が3～6割程度で、費やす時間は平日1日あたり「3時間未満」が多いものの「7時間以上」も1割程度存在し、「ヤングケアラー^{※51}」が社会問題化していることが明らかになりました。

ヤングケアラーは、保護者や子ども自身にその自覚が無い場合が多く、また、社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、周囲の大人が気付くことができないため、潜在化していることが特徴ですが、子どものもつ「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性を作っていく等の「育つ権利」が侵害されているこの問題を、社会全体で支援していくことが必要です。

今後の方向性

- ① 妊娠・出産・子育ての過程において、母子保健活動や、各種子育て支援事業などを重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。
- ② 子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを図り、支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し支援を行います。
- ③ 体罰によらない子育て等の推進や、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。
- ④ 学校は、子どもたちが生命の尊さや生きることの素晴らしさを知ることにより、自分自身を大切にし、自分のことや自分を支えてくれる人々について考え、多く

の人々とよりよい関係を築いていけるよう、子どもたちへの指導・支援を行います。併せて、幼児期の子どもの発達と生活の特徴や、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解できるよう、指導を工夫します。

⑤ ヤングケアラーについては、地域共生社会実現のための取組として、障がいや高齢、福祉等の分野に配置した包括的相談支援員等を活用し、早期発見に努めること及びそれらの専門職がヤングケアラー支援体制の在り方を協議し、世帯に必要な福祉サービスへ適正につなげることが重要です。

また、社会的認知度の向上を目指すため、地域の民生委員や、学校現場等に対する研修の機会を積極的に確保していきます。

さらに、高知県では、令和4年度にインターネットによる中高生を対象とした実態調査やフォーラム等を行う事により児童生徒自身への認知度の向上に取り組んでいるところです。

高知県が実施する実態調査の結果等を踏まえ、学校現場や教育研究所（スクールソーシャルワーカー等）と連携を強化していくことで、本市の児童生徒に対して、ヤングケアラーについての理解促進を図っていきます。

[主な関連事業等]

- ・ 園庭開放・子育て相談事業
- ・ 一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・ 一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・ 児童家庭相談（再掲）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲）
- ・ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（再掲）
- ・ 児童虐待予防推進事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業^{※50}
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 親子絵本ふれあい事業（再掲）
- ・ 利用者支援事業（母子保健型）（子育て世代包括支援センター）（再掲）
- ・ 継続看護連絡票（再掲）
- ・ 保健指導（再掲）
- ・ 産前・産後サポート事業（再掲）
- ・ 産後ケア事業（再掲）
- ・ 産婦健康診査（再掲）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

- 子育てひろば（再掲）
- 離乳食教室（再掲）
- 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査（再掲）
- 思春期保健指導・相談事業（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課, 保育幼稚園課, 母子保健課, 子ども家庭支援センター, 学校教育課, 教育環境支援課

※48 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、専門的な相談や援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

※49 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを中心とした機能を担う。

※50 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組などを実施する事業

※51 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行うことで、自身の育ちや教育を受ける権利に影響が及んでいる18歳未満の子ども